

川崎市中央卸売市場北部市場における事業者の募集 及び選定に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市中央卸売市場業務条例第7条第1項及び第23条第1項並びに第32条第1項に規定する業務許可を行うにあたり、卸売業者、仲卸業者及び関連事業者（以下「事業者」という。）を選定する場合の選定方法について、必要な事項を定めるものとする。

(募集)

第2条 事業者の募集は、原則として公募により行うものとする。ただし、市場機能に支障を来す恐れのある場合はこの限りではない。

2 事業者の募集を公募により行う場合は、公募の対象部門、営業に係る条件、募集期間、その他の事項を明らかにした上で行うものとする。

(選定方法)

第3条 選定方法は、卸売業者にあつては川崎市中央卸売市場業務条例施行規則（以下「規則」という。）第5条、仲卸業者にあつては規則第20条、関連事業者にあつては規則第37条に基づく提出書類の審査を行う。また、提出書類の内容について必要に応じ、面接により調査する。

2 前項の結果に基づき、川崎市中央卸売市場北部市場事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を開催し、総合的な審査の上、事業者を選定する。

(審査項目)

第4条 前条に規定する審査項目は、次の各号のとおりとする。

(1) 業務知識及び経験

- (2) 事業計画
- (3) 財務内容
- (4) 市場への貢献度

(事業者の決定等)

第5条 事業者の決定は、委員会の選定結果に基づき、市長が行うものとする。

2 市長は、前項の決定を行ったときは、その結果を申請者に通知するものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要領は、令和2年6月21日から施行する。